

一般社団法人 日本老年薬学会 定款細則

第1章 目的

第1条

本則は、この法人の定款において細則に委ねられた事項及び運営上の必要事項を規定する。

第2章 会員

(名誉会員)

第2条

名誉会員は、代表理事を務めた会員、学術大会長を務めた会員、その他学会の運営に多大な貢献をした会員で、理事会から推薦をうけ、総会の承認を受けた会員とする。

(会費)

第3条

一般会員の会費は年額 5,000 円とする。

2 学生会員の会費は年額 1,000 円とする。

3 支援会員の会費は年額 2,000 円とする。

4 賛助会員の会費は1口 100,000 円とする。

5 名誉会員及び特別会員の会費は無料とする。

第3章 役員

(理事の定年)

第4条

理事は、満 66 歳に達する事業年度に開催される学術大会の終結の時をもって退任とする。

(監事の定年)

第5条

監事は、満 66 歳に達する事業年度に開催される学術大会の終結の時をもって退任とする。

(評議員の定年)

第6条

評議員は、満 70 歳に達する事業年度に開催される学術大会の終結の時をもって退任とする。

第4章 委員会

第7条

定款第6章第39条の規定により、代表理事は、この法人の目的に従う事業の遂行を援けるために、必要により各種の委員会を組織することができる。

2 委員会の委員長は代表理事が指名する。

3 委員長及び委員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終年度の学術大会の終結の時までとする。ただし、本細則第7条2によって次期委員長が指名されるまでその事業を継続する。

4 委員会の決定は、代表理事または、理事会の承認を経て実行に移される。

第5章 補則

第8条

この定款細則に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 定款細則の変更

第9条

この定款細則は、理事会及び総会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この定款細則は、令和3年6月1日から施行する。なお、第4条から第6条までについては、令和4年度の定時社員総会から適用される。

令和7年5月13日一部改訂